

青森県報

第百七十四号

令和二年
六月二十四日
(水曜日)

目次

規 則

○青森県女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の
特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事課) ……一

告 示

○生活保護法による介護機関の指定…………… (健康福祉
政策課) ……一

○右 同…………… (同) ……二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律による自立支援医療機関の指定…………… (障害福祉課) ……二

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (水産振興課) ……二

○公共測量の終了…………… (監 理 課) ……二

○証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更…………… (会計管理課) ……三

公 告

○県営土地改良事業計画の決定…………… (農村整備課) ……三

人事委員会

○人事委員会規則一四一一(委託地方公共団体の職員に係る
管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則…………… (職 員 課) ……三

規

則

青森県女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十二号

青森県女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

青森県女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則(平成二十七年十二月青森県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

「第十五条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

青森県告示第五百十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	名 称	居宅介護事業所	指 定 年 月 日
主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	所在地		

医療法人 白 二	青森市大字羽 沢田五の	居宅療養 管理指導	まちだ内科・ 眼科クリニッ クいたやなぎ	北津軽郡板柳 大字福野田 四字四の	令和 二・四・一
----------------	----------------	--------------	----------------------------	-------------------------	-------------

青森県告示第五百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人 白 二	青森市大字羽 沢田五の	介護予防 居宅療養 管理指導	介護予 防事 業の種 類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
				まちだ内科・ 眼科クリニッ クいたやなぎ	北津軽郡板柳 大字福野田 一字四の	

青森県告示第五百二十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和二年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名	称	所 在 地	指 定 年 月 日
---	---	-------------	-----------------------

アイン薬局野辺地店	上北郡野辺地町字鳴沢一八の三	令和 二・七・一
-----------	----------------	-------------

青森県告示第五百二十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和二年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
むつ市大畑町水木沢三四の三〇四 西手 貴之 むつ市大畑町正津川六五 川口 順一	大畑町区域 大畑町漁業協 同組合の地区	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業で あつて、主とし てはえなわ漁業

青森県告示第五百二十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
八戸市
- 二 測量の種類
公共測量（三級基準点測量作業）

三 測量の期間

令和二年四月十日から同年六月十日まで

四 測量の地域

八戸市大字白銀町地内

三級基準点一点

青森県告示第五百二十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和二年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	住 所	名 称	売りさばき場所	変 更 年 月 日
変更前	十和田市西十二番町一の一の七	十和田市職員生活協同組合	十和田市西十二番町一の一の七	令和 二・六・一六
変更後	十和田市西十二番町六の一	変更なし	十和田市西十二番町六の一	

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、大川平地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを

提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和二年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年六月二十五日から同年七月二十二日まで

三 縦覧の場所

今別町役場

人 事 委 員 会

人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月二十四日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一青森市の項中「次長、参事」を「次長、危機管理監、参事」に、

青森市清掃工場	場長
子ども支援セン	所長

を 青森市清掃工場 場長 に、

水産振興センタ	所長
石江区画整理事務所	所長

を

水産振興センタ	所長
---------	----

に改

め、「医療局長」の下に、「副医療局長」を加え、同表弘前市の項中「秘書、人事、法規」を「法規、秘書、人事」に、「秘書、法規、勤務条件、予算担当」を「法規、秘書、勤務条件、事務管理、予算担当」、法務文書係長、給与厚生係長」に、「事務管理、人事、法規、勤務条件」を「法規、人事、勤務条件、事務管理」に改め、「総務係長」の下に、「教育総務課人事係長」を加え、同表十和田市の項中「予算」の下に、「職員団体」を加え、同表むつ市の項中「次長」を削り、同表外ヶ浜町の項中「課長補佐（人事）」を「課長補佐（人事、予算）」に改め、同表鯉ヶ沢町の項中「副参事（人事）」を「総務課課長代理（人事、予算）」に改め、同表西日屋村の項中「総務課副参事（予算担当）」を削り、同表大間町の項中「総括参事、」を削り、同表五戸町の項中「担当」の下に、「財政課課長補佐（予算担当）」を加え、同表南部町の項中

医療セン	院長、副院長
ター	事務長
介護老人保健施設	事務長

を

医療セン	院長、副院長
ター	事務長

に改

め、同表一部事務組合下北医療センターの項中

事業本部事務局	次長、総務担当
	当総括主幹

を

事業本部事務局	事務局長、総合政策監、次長、総務担当、総括主幹
---------	-------------------------

に、

「課長」を「事務局次長、課長」に改め、同表下北地域広域行政事務組合の項中「職員団体、人事」を「人事、職員団体」に改め、「課長補佐（職員団体担当）」の下に「主幹（人事、職員団体担当）」を加え、同表十和田地域広域事務組合の項中「課長」を「次長、次長補佐（人事担当）」に改め、同表三戸郡福祉事務組合の項を削り、同表に次のように加える。

青森県市長会館	管理組合
	事務局長

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円